

令和7年9月16日

保護者様

大田区立石川台中学校
校長 小菅みちる

衣替えについてのお知らせ

日頃より、本校の教育活動にご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。
さて、本校では10月より現在着用している夏用の服から、下記のように冬用の標準服へ衣替えをおこないます。ご理解のうえご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 冬服の着用期間 令和7年10月1日（火）～令和8年5月
（但し、9月29日～10月17日は、調整の期間として、
夏・冬服のいずれでもかまいません。）
- 2 冬の服装 「石川台中での過ごし方」による
- 3 その他
 - ・服装のきまりにつきましては、「石川台中での過ごし方」（プリント）に記載してありますのでご覧ください。
 - ・10月20日（月）からは、冬服着用になります。

冬季タイツ着用について

1. 着用のきまり
 - ・冬季標準服着用時に防寒のために黒タイツ（足首までの物も含む）を着用してもよい。
 - ・黒タイツは肌の透けないものであること。地模様がないものとする。
 - ・体育の授業時にはソックス（くるぶしが隠れるもの）を着用する。
2. その他
 - ・冬季標準服着用時の対応であるので、体育の授業時はタイツを着用しないこと。
 - ・入学式、卒業式、始業式、終業式など式の場合は着用不可とする。